

【参考】共通仮設費(現場環境改善費)と現場管理費補正の取り扱い

○工事積算における熱中症対策に関する対応には、**共通仮設費(現場環境改善費の避暑(熱中症予防))**と、熱中症対策に資する**現場管理費の補正**があるが、それぞれの内容について以下のとおり例示する。

共通仮設費(現場環境改善費の避暑(熱中症予防))

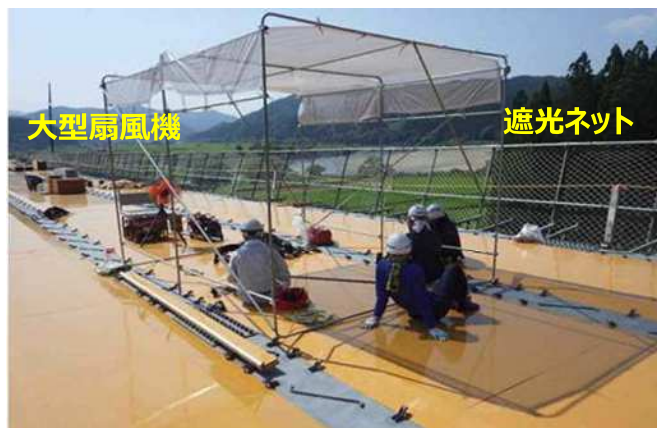
＜H29年度より基準書に追記＞

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

・現場環境の改善(安全関係)に要する費用として計上。**主に現場の施設や設備に対する熱中症対策費用**

例：遮光ネット、大型扇風機、送風機、製氷機、日除けテント、ミストファン、休息車の配置等

メッシュシートによる遮光設備と大型扇風機の設置



作業員休息所から離れている箇所に休息車を配置
(車内にクーラーや温冷庫を設置)



現場休憩所に日除けテント・ミストファン設置



給水器



製氷機



現場管理費の補正(熱中症対策)

<H31年度より試行>

写真出典：「建設現場における熱中症対策事例集」
(平成29年3月国土交通省大臣官房技術調査課)

- ・工事現場の安全(熱中症)対策に要する費用として計上。**主に作業員個人に対する熱中症対策費用。**

例：塩飴、経口保水液等効果的な飲料水、空調服、熱中症対策キット等

塩飴等



経口保水液等効果的な飲料水を常備



熱中症対策キットの設置場所の明示



空調服



ヘルメット取付ソーラー充電式ファンとクーリングベルト



熱中症対策キット

